

給与支払報告書の提出について

都城市 市民税課

給与支払報告書は、市・県民税の計算のもととなる大切な資料です。令和8年2月2日（月）までに提出をお願いします。総括表及び給与支払報告書の様式が変更となっています。

「⑧」（令和8年度）と記載された様式で提出してください。

給与支払報告書や総括表の様式等は、都城市ホームページで確認できます。

都城市ホームページ <https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>

【掲載場所】 トップページ > くらし・手続き > 税金 > 個人住民税（特別徴収事業者用）
> 給与支払報告書を提出する際の必要な書類を紹介します。

提出期限 令和8年2月2日（月）

提出先及び問合せ先 市民税課（本庁舎2階12番）
〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号
電話 0986-23-7169（直通） FAX 0986-23-6325

1 給与支払報告書の対象者及び提出先について

令和8年1月1日時点、都城市に住所を有する方

令和7年中にお支払いされたすべての給与等について、給与支払報告書を作成してください。提出先は、令和8年1月1日時点における住所地の各市町村となります。住所地が都城市以外の場合は、住所地の市町村に提出してください。

2 総括表の作成について

都城市では、事業所の指定番号等を記載した「給与支払報告書（総括表）」を送付しています。都城市が作成した総括表を必ず提出してください。事業所で作成された総括表を提出される際は、都城市が作成した総括表を必ず添付してください。

* 該当者がいない場合は、総括表の報告人員に『0』と記載して総括表のみ提出してください。

《記入例》詳しくは同封の総括表に記載の「留意点」をご参照ください。

⑧ 給与支払報告書（総括表）		都城市	指定番号 1 - 00123456
都城市長宛	令和 年 月 日提出		
給与の支払期間	令和 7 年 1 月分から 12 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
フリガナ	キシマボンチ	事業種目	小売販売
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 霧島ぼんち (屋号)	受給者総人員	55 人
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称		特別徴収対象者	46 人
フリガナ		都城市報告人員	普通徴収対象者 (退職者及び退職予定者)
同上の所在地	〒 885-0000 都城市姫城町6-21		3 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		普通徴収対象者 (退職者を除く)	1 人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務部 管理給与 課 給与 係 氏名 都城 次郎 (電話 0986-23-0000) 内線(1234)	報告人員の合計	50 人
関与税理士等の氏名及び電話番号	都城市税理士事務所 (電話 0986-23-0000)	所轄税務署名	都城 税務署
		給与の支払方法及びその期日	月給、毎月21日
		納入書の送付	必要・不要

原則として受給者はすべて「特別徴収」となります。
「特別徴収できない受給者」に限り普通徴収対象者とすることができます。普通徴収申請書の申請理由を確認し、提出する給与支払報告書の枚数と一致するか確認してください。
給与支払報告書（個人別明細書）は、1人につき1枚ご提出ください（副本は不要です。）

特別徴収（給与差引）の納入書の送付を希望する場合は、「必要」を○で囲んでください。
未記入の場合は、納入書を送付します。

裏面の確認もお願いいたします

3 普通徴収申請書の作成について

原則として受給者はすべて「特別徴収」となりますが、普通徴収申請書の申請理由にあてはまる方（特別徴収できない受給者）のみ普通徴収対象者とすることができます。

上記のような受給者がいる場合には、普通徴収申請書のA～Fのうち該当するところに人数を記載してください。

《記入例》詳しくは同封の普通徴収申請書に記載の「留意点」をご参照ください。

令和8年度 普通徴収申請書

都 城 市

都城市長宛

指定番号 1 - 00123456 事業所(主)名 株式会社 霧島ぼんち

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	申請理由（下記6項目以外の理由は不可）	税括表・都城市 報告人員 普通 徴収対象者区分	人数
普A	常時2人以下の家事使用人(事業に従事していない者)	普通徴収対象者 (退職者を除く) に該当	人
普B	他の事業所で特別徴収されている者(例:乙欄適用者)		人
普C	給与が少額で税額を引ききれない者		1人
普D	給与の支払いが不定期(例:給与の支払いが毎月でない)		人
普E	白色事業専従者(個人事業主のみ対象)		人
普F	休職・産休・育休者など 退職者及び令和8年5月末日までの退職予定者	普通徴収対象者 (退職者及び退職 予定者)に該当	3人
合 計			4人

申請理由に該当する受給者に限り普通徴収対象者とすることができます。該当する理由の欄に人数をご記入ください。
提出する給与支払報告書の枚数と一致するか確認してください。
特別徴収対象者のみの事業所につきましては、普通徴収申請書は提出不要です。

4 給与支払報告書（個人別明細書）の記載方法について

本年の年末調整においては、次のような見直し等が行われています。

- ・「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ・「扶養親族等の所得要件」の改正
- ・「特定親族特別控除」の創設

基礎控除の見直し等



記載方法については、国税庁作成による「令和7年分年末調整のしかた」等
国税庁ホームページをご参照ください。

【<https://www.nta.go.jp/>】

ホーム>利用者別情報>源泉徴収義務者の方

源泉徴収義務者の方



5 退職者等の異動届書の提出

給与支払報告書を提出した受給者について、退職・転職等の異動があった場合は令和8年4月10日（金）までに「給与支払報告にかかる給与所得者異動届書」を提出してください。

現在特別徴収を行っている方で異動があった場合、速やかに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。給与から差し引く税額が無い方も届出が必要です。

【掲載場所】 トップページ > 暮らし・手続き > 税金 > 個人住民税（特別徴収事業者用） > 個人住民税の特別徴収に関する各種申請書を掲載します > 退職・休職などの理由で特別徴収できなくなったとき

【問合せ先】 総務部市民税課 市民税三担当

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号 電話 0986-23-7169